

特許プールと電球産業統制

——東京電気による知的財産管理の展開——

西 村 成 弘

I は じ め に

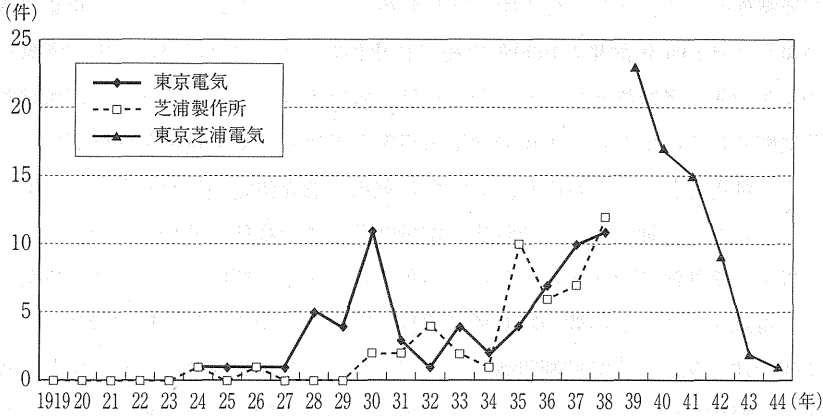
本稿の課題は、1920年代および1930年代の日本における電球特許係争を明らかにすること、および工業組合法に基づく産業統制を契機として白熱電球を対象とした特許プールが形成されたことを明らかにすることである。

1920年代、1930年代は日本において審判制度を利用した特許および実用新案の係争事件が多発した時代であった。筆者は先に重電機器産業における知的財産管理の形成と展開を分析し、1931年の販売カルテル協定の締結に対応して1930年代に芝浦製作所、富士電機、三菱電機、日立製作所を中心に、企業間で特許係争を話し合いで解決しライセンスを供与し合う権利調整システムが形成されたことを明らかにした¹⁾。他方、電球産業では電球技術に革命をもたらしたタングステン・フィラメントに関する基本特許が成立し、1910年代後半から激しい特許係争が発生していた²⁾。協調的な権利調整システムが形成された重電機器分野に対して、電球分野における特許係争は1920年代と1930年代にどのように展開し、いかなる権利調整が行われたのであろうか。戦間期の電球特許とその管理について述べた研究はいくつかあるが、その多くは1920年代後半の国際電球カルテルの主要メンバーである GE やフィリップスとの北米市場な

1) 拙稿「日本企業における知的財産管理の形成——重電機器をめぐる特許係争事件を中心に——」『経済論叢』第174巻第3号，2004年9月を参照。

2) 拙稿「戦前における GE の国際特許管理——「代理出願」契約と東京電気の組織能力——」『経営史学』第37巻第3号，2002年12月を参照のこと。

第1図 特許審判数の推移
1919-1944年



出所：『特許公報』、『審決公報』各号より作成。

ど輸出市場をめぐる特許係争に着目しており、日本市場を対象とした国内における特許係争についてはほとんど明らかにされていない³⁾。また、戦間期の日本電球産業における産業統制を分析した研究では、電球特許をめぐる企業間の係争について触れられてはいるが断片的な指摘にとどまっており、産業統制と特許係争の処理の関係についても十分には分析されていない⁴⁾。

本稿では電球産業における特許係争事件の展開を東京電気による知的財産管理の側面から明らかにする。東京電気は当時日本最大の白熱電球メーカーであり、GEと特許協定を締結し多くの電球特許を保有していた。東京電気による知的財産管理のうち特許権の行使をあらわす特許審判事件の件数を表したものが第1図である。この図は東京電気、芝浦製作所、東京芝浦電気が関係した戦間期における特許審判事件件数の推移を示したものである。この図には拒絶査定に対する不服抗告審判は含まれておらず、3社が直接関係した無効審判、権

3) 日本の電球企業と海外企業との特許係争については、富田徹男『市場競争から見た知的所有権』ダイヤモンド社、1993年、および上山明博『プロパテント・ウォーズ——国際特許戦争の裏舞台——』文春新書、2000年を参照のこと。

4) 平沢照雄『大恐慌期日本の経済統制』日本経済評論社、2001年。

利範圍確認審判，不服抗告審判，大審院への出訴が含まれている⁵⁾。東京電気、芝浦製作所ともに1920年代中頃から審判事件にかかわるようになり、東京電気の場合には1930年前後と1930年代後半に事件数のピークがある⁶⁾。東京電気が1930年前後に多数抱えることとなった特許審判事件は、そのほとんどが電球特許に関するものである。本稿では電球事業を進める上で東京電気が特許をどのように利用しようとしたのか、いかなる選択と意思決定が行われたのかを明らかにすることを通して、この時代の電球特許係争の推移を分析したい。

以下、第Ⅱ節では1920年代から1930年代前半までの期間における東京電気と中小電球メーカーとの間の特許係争事件を明らかにする。第Ⅳ節では1931年工業組合法に基づく産業統制組織である日本電球工業組合連合会へ東京電気が加盟する経緯を明らかにするとともに、連合会への加盟を通して東京電気が白熱電球に関する特許プールを形成したことを明らかにする。

II 国産電球運動と審判事件

1 東京電気による集中

GE は日本に登録されたクーリッジのタングステン・フィラメント特許を争点に特許裁判を戦い、1919年ごろまでに日本電球産業を東京電気へと集中させた。GE と争った大正電球、関西電球、大日本電球が1918年から1919年にかけて東京電気と特許使用契約を締結するとともに、東京電気の系列下に入ったのである。注意すべきは、これらの一連の特許裁判では東京電気でなく GE が特許管理を行う関係であったことだが、この関係は1919年の「代理出願」契約によって変更された。すなわち、それまで GE が行ってきた日本国内における電球特許の管理を東京電気が行うようになったのである⁷⁾。東京電気はこの

5) 戦前発行の特許局『特許公報』、特許局および技術院発行の『審決公報』第1号から第88号(1944年)までを調査対象とした。

6) 審判請求されたものの途中で取り下げられたものは公表されておらず、したがって図に示された件数は審決が下されたものに限られている。

7) 一連の特許裁判の経緯と「代理出願」契約については、拙稿、前掲論文「戦前における GE の国際特許管理」を参照のこと。

契約以降、自社の特許管理活動によって電球産業の自社への集中を進めていく。以下、1920年代における電球産業の集中について、東京電気の大同電気（関東電気）との提携および吸収合併を具体例として見ておこう。

大同電気株式会社は1919年9月に設立された関東電気株式会社を前身としている。関東電気は1925年8月に東洋電球株式会社を合併して大同電気と改称し、「関東ランプ」というブランド名の電球を製造販売していた。東京電気はこの会社に対し特許審判を仕掛けた。1923年ごろ、東京電気は関東電気を相手に第20894号特許の権利範囲確認審判を特許局に請求した⁸⁾。この特許はクーリッジが発明したタングステン電球の基本特許の一つであり、タングステン・フィラメントの製造方法をその請求範囲としていた。同時に東京電気は第34530号特許の権利範囲確認審判も請求した⁹⁾。この特許は電球の導入線の一つであるジュメット線の権利に関するものであり、GEのコリン・G・フィンクが発明したものであった。東京電気は「関東ランプ」が第20894号特許と第34530号特許を侵害しているという確認を特許局に求めたのである。これに対し関東電気は第20894号特許、第34530号特許の無効審判請求を特許局に提出し特許係争が開始された¹⁰⁾。

審判の経過と結果をそれぞれの特許ごとに見ると次のようになる。東京電気が請求したクーリッジ特許の権利範囲確認審判は1924年10月14日に審決があり、その内容は「関東ランプ」はクーリッジ特許を侵害していないというものであった。これに対し東京電気はすぐに抗告審判を請求し、原審決の破棄と特許侵害の確認を求めた¹¹⁾。一方関東電気が請求したクーリッジ特許の無効審判請求については、1926年6月8日にクーリッジ特許を無効とする審判が下された。これに対しても東京電気はすぐに抗告審判を請求しクーリッジ特許を無効とし

8) 審判第4808号審決、『特許公報』第738号，1924年11月3日。なお、審決の公報には請求日が記載されていない。

9) 審判第4809号審決，同上，第55号，1927年5月20日。

10) それぞれ審判第4862号審決および審判第4875号審決。同上，第493号，1926年6月30日，同第735号，1924年10月22日。

11) 大正13年抗告審判第592号審決，同上，第18号，1927年2月28日。

た原審決を破棄するよう特許局に求めた¹²⁾。しかし審理を進めるうちに基本特許である第20894号特許が1926年10月30日に期間満了によって失効してしまった。この事実を踏まえて特許局は、クーリッジ特許の権利範囲確認に関する抗告審判請求に対して1927年2月5日に原審決を破棄すると同時に抗告審判請求についても却下する審決を下した。すなわち特許局は、「特許権利範囲確認の審判請求は現存する特許権の範囲を確定することを目的とするもの」であるから請求を却下すべきであるとしたのである。この審決に対して東京電気は大審院に出訴した¹³⁾。東京電気は特許局が権利範囲確認審判制度を誤解し、その主たる目的が侵害訴訟であるという事実を無視していると主張し、侵害事実の有無を確定するためとして特許局審決の破棄を求めた。しかしこの上告は1927年5月16日に却下され確定した。大審院の確定判決後、1930年5月24日に特許局はクーリッジ特許無効審判に関する抗告審判請求について、同様に権利が失効しているという理由から原審決の破棄と抗告審判請求の却下を決定した。

第34530号特許の審判に関しては、最初に関東電気がその無効を訴えた請求に対して審決があった。関東電気は第34530号の発明が名称の如く「真空容器」の発明であって新規性がなく特許は無効であると主張していたが、特許局は1924年10月3日にその特許が導入線の発明であり新規性があるとして関東電球の請求を認めない審決を下した。東京電気が関東電気を相手に行った権利範囲確認審判請求は1927年5月2日に審決が下された。すなわち、検分の結果「関東ランプ」に使用されている導入線は膨張係数差が大きく、ガラスとの膨張係数差がきわめて小さいジュメット線とは異なるので、それは第34530号特許の権利範囲にない、つまり関東電気は特許侵害を行っていないと審判されたのである。

このように、東京電気はクーリッジ特許とジュメット線の特許という白熱電球の基本特許や重要特許を使っては大同電気（関東電気）を押さえ込むことは

12) 大正15年抗告審判第467号審決、同上、第524号、1930年7月11日。

13) 昭和2年(オ)第321号判決、同上、第80号、1927年7月9日。

できなかった。おそらく東京電気は特許審判で大同電気をより有利な形で傘下に収めるか、あるいは大同電気の活動を停止させようと考えたのではないかと思われるが、その戦略はうまくいかなかった。結局東京電気は1928年8月に大同電気と電球製造と特許使用に関して協定を締結して自らの系列下に置き、1930年には大同電気を吸収合併した¹⁴⁾。

2 国産電球運動

大同電気（関東電気）との特許審判事件は東京電気が日本電球産業の集中を進める一つの戦略であったわけだが、審判の途中でクーリッジの基本特許が満期失効するなど、東京電気にとってはそれ以降の電球支配が困難なものとなることを予感させるものであった。第1表は東京電気の電球生産全体に占める割合を示している。東京電気のシェアは1920年に金額でみて日本全体の電球生産の約70%を占めていたが、戦間期にそのシェアは次第に低くなり1933年には38.9%にまで低下した。これは東京電気の傘下に入らない中小電球メーカーの力が増大したこと、加えて東京電気が国際協定によって参加することができない海外市場向けの電球生産を中小メーカーが拡大したことによるものであった。これら中小電球メーカーは、次に見るように東京電気のもつ強力な特許に対し審判制度を利用して攻撃を加え無効化することによって彼らの生産拡大の条件をつくり出した。

東京電気の支配下に入らなかった企業には愛国電気、旭電球、エビス電球、メトロ電球、帝国電気、連合電球製作所など10数社ある。これらの企業は1922年ごろから国産電球運動として、東京電気の資本の一部が外資であるからその製品は国産品ではないと主張し東京電気製の電球を排斥する運動を繰り広げた¹⁵⁾。これらの運動の中でメトロ電球、旭電球、エビス電球、帝国電気などは国産電球連合会を結成し、講演活動などで国産品推奨を訴える一方で、審判制

14) 安井正太郎編『東京電気株式会社五十年史』東京芝浦電気株式会社、1940年、651ページ。

15) 日本電球工業会『日本電球工業史』日本電球工業会、1963年、85ページ。

第1表 東京電気の電球シェア (1000円, %)

年	総生産	東京電気		輸出	輸出依存度
		売上	シェア		
1915	4,264	2,855	67.0	—	0.0
1920	11,665	8,124	69.6	2,146	18.4
1925	17,089	8,945	52.3	2,956	17.3
1930	15,192	8,248	54.3	5,316	35.0
1933	21,971	8,557	38.9	10,167	46.3
1935	21,210	9,534	45.0	7,637	36.0

出所：Hasegawa, Shin, "Competition and Cooperation in the Japanese Electrical Machinery Industry" in *International Cartels in Business History*, eds. by Kudo & Hara, 1992, p. 182, Table 4.

度を利用して東京電気に対して攻撃を仕掛けた。

国産電球連合会と東京電気との間で問題となった特許の一つは、ラングミューアが発明したガス入り電球特許（第29955号特許）であった。この特許は1931年8月29日に期間満了により失効するはずであったが、東京電気は3年間の特許権存続期間延長の申請を行った¹⁶⁾。電球の基本特許の一つであるガス入り電球特許の延長は、電球産業における東京電気の支配を維持するものであり、系列に属さない電球企業はこの延長に対して反対運動を起こすとともに、ガス入り電球に対して審判事件を起こした。1928年に国産電球連合会に属す電球製造業者である元吉常雄、長峰文夫、森田末五郎、白松千歳、そして法人として旭電球が東京電気を相手に、請求人らの製造販売するガス入り電球が第29955号特許の権利範囲外にあること、すなわちガス入り電球特許を侵害していないことの確認を求める審判請求を特許局に提出した¹⁷⁾。請求人の目論見がどうで

16) 特許庁『工業所有権百年史』上巻、発明協会、1984年、538ページ。なお平沢氏は内面つや消電球特許の延長問題によって国産電球運動が促進されたと指摘しているが、これは誤りである。後に詳述するように内面つや消電球については不破特許が1939年11月、ビブキン特許が1941年10月に満期予定であるから、1930年代前半には特許期間延長問題は起こり得ない。平沢、前掲書、123-124ページ。

17) 昭和3年審判第176号審決、【特許公報】第403号、1929年10月10日。元吉は1947年6月末時点でコロナ電球株式会社の代表、長峰は東京輸出電球工業組合に所属する東京電気商品株式会社の代表であった。日本電球工業会、前掲書、673、676ページ。森田、白松の所属は不明であるが、

あったかは分からないが、この審判に対する審決は1929年8月14日に下され、請求人らの製造販売するガス入り電球はクーリッジの第29955号特許を侵害していることが確認されてしまった。これに対し国産電球運動側は1929年11月4日に抗告審判を請求し、原審決の破棄と彼らの電球が第29955号特許を侵害していない旨の確認を求めた¹⁸⁾。一方、この抗告審判が審理されている最中の1930年に、国産電球運動に加わる帝国電気、メトロ電球が同様に東京電気に対して第29955号特許の権利範囲確認審判を特許局に請求した¹⁹⁾。元吉らの抗告審判請求と帝国電気らの審判請求に対する審決は、それぞれ1931年9月5日と9月7日に下された。それらはいずれも第29955号特許が1931年8月30日に満期失効したために請求を却下するというものであった。国産電球運動側の審判請求は一見したところ失敗したように見えるが、ラングミュアのガス入り電球特許問題に対して特許局内外で運動を起こし、第29955号特許が延長されなかったという点で運動の目的は達成されたということができらるだろう。

国産電球運動に参加する電球企業はガス入り電球特許に対する審決請求を行う一方で、東京電気の保有する内面つや消し電球の特許に対しても攻撃を加えた。問題とされた特許は東京電気の技師不破橋三が発明者となっている特許第62921号（以下、不破特許）²⁰⁾と、GEのマーヴィン・ピプキンが発明者となっている特許第71092号（以下、ピプキン特許）²¹⁾であった。

1929年、運動に加わっていた愛国電気が東京電気を相手に不破特許の権利範囲確認審判請求を特許局に対して行った²²⁾。愛国電気は自らの製造する白熱電球が不破特許を侵害していない確認を求めたのである。この審判請求に対して

、問屋の可能性もある。

18) 昭和4年抗告審判第1274号審決、『特許公報』第701号、1931年10月2日。

19) 昭和5年審判第465号審決、同上、第716号、1931年11月11日。

20) 1923年1月16日に出願され1924年11月29日公告、1925年3月19日に登録されている。発明の名称は「白熱電燈」発明者は不破橋三、特許権者は東京電気株式会社である。

21) 優先権（1924年2月4日アメリカ出願）を主張して1925年1月27日に出願され、1926年10月22日に公告、1927年2月21日に登録された。発明の名称は「電燈用硝子及び其類品の硝子製品の処理法」、発明者はマーヴィン・ピプキン、特許権者は東京電気株式会社である。

22) 昭和4年審判第284号審決、『特許公報』第466号、1930年2月17日。

特許局は1930年1月11日に愛国電気の請求を却下する審決を下し、愛国電気の製造販売する電球が特許侵害にあたることを審決した。愛国電気はこの審決を不服として同年に抗告審判を請求したが、抗告審判においても愛国電気の請求は認められなかった²³⁾。愛国電気は抗告審判の審決も不服であるとして1930年に大審院に上告し判断を仰ぐこととなった²⁴⁾。しかしやはり愛国電気の上告は棄却され、愛国電気の電球が不破特許を侵害していることが確定してしまったのである。

愛国電気のとった権利範囲確認審判を請求する方法では東京電気の特許独占は崩せなかった。しかし国産電球運動の他のメンバーは不破特許それ自体の無効審判を請求する方法をとった。不破特許の無効審判請求は1928年から1930年にかけて運動グループによって7件提出された。1928年には長峰文夫²⁵⁾、帝国電気²⁶⁾が、1929年には旭電気²⁷⁾、森武次郎²⁸⁾、1930年には黒坂矩雄および黒坂泰輔²⁹⁾、元吉常雄および渡邊牧三³⁰⁾、そしてエビス電球およびメトロ電球³¹⁾がそれぞれ無効審判請求を提出したのである。これら審判請求のうち長峰の審判請求に対しては1928年9月22日に、旭電気の審判請求に対しては1930年3月27日に請求を棄却する審判が出されたので、それぞれすぐに抗告審判を請求した³²⁾。これら国産電球運動グループの提出した審判請求と抗告審判請求は同時に審理が進められ、1930年11月26日に帝国電気、森武次郎、黒坂矩雄および黒坂泰輔、元吉常雄および渡邊牧三、エビス電球およびメトロ電球の審判請求に

23) 昭和5年抗告審判第279号審決、同上、第567号、1930年10月20日。

24) 昭和5年(オ)第2850号判決、同上、第671号、1931年7月15日。

25) 昭和3年審判第223号審決、同上、第273号、1928年10月23日。

26) 昭和3年審判第439号審決、同上、第605号、1931年1月26日。

27) 昭和4年審判第308号審決、同上、第500号、1930年5月7日。

28) 昭和4年審判第315号審決、同上、第605号、1931年1月26日。

29) 昭和5年審判第83号審決、同上、第605号、1931年1月26日。黒坂は関東電球製造工業組合に所属する株式会社黒坂電気製作所の代表。日本電球工業会、前掲書、674ページ。

30) 昭和5年審判第88号審決、【特許公報】第605号、1931年1月26日。

31) 昭和5年審判第95号審決、同上、第605号、1931年1月26日。

32) 昭和3年抗告審判第1300号審決、同上、第671号、1931年7月15日、昭和5年抗告審判第593号審決、同第650号、1931年5月22日。

対して審決が下された。これら5つの事件のうち、黒坂らの請求を除く4つのものについては請求が却下された。4つの請求はその理由として不破特許の発明内容がランプほやをつや消しする方法と差異がなく新規性がないので無効であると主張していたのである。他方黒坂らの請求理由は異なっていた。黒坂らは、不破特許はアメリカ合衆国特許第733972号の内容から容易に実施可能で、しかもこのアメリカ特許は1903年に登録されており不破特許の出願時にすでにその明細書が日本の特許局に寄贈されていたから出願前に公知であったと主張し、その無効審判を請求していた。特許局はこの黒坂らの審判請求については認め、同日不破特許の無効を審決したのである。

1930年11月26日に請求を却下された者のうち元吉および渡邊と森武次郎はそれぞれ抗告審判を請求した³³⁾。これで不破特許に関する抗告審判は1931年はじめに4件が審理されつつあったのであるが、東京電気はこれらの動きに対して抵抗しなかったようである。1931年に提出された抗告審判に対して東京電気は抗弁せず審判を放棄している。結局黒坂らに対する審決が1931年3月5日に確定登録され不破特許は無効となった³⁴⁾。東京電気が不破特許の保護に力を入れなかった理由は、不破特許が無効となっても「代理出願」し自社名義で管理しているピプキン特許が現存したからであると考えられる。加えて、抗告審判を請求したり上告することによって国産電球運動側を刺激することは東京電気の電球事業全体にとって好ましくないと判断したのではないかと思われる。

不破特許が無効となり勢いづいた国産電球運動側は、追い討ちをかけるように1932年にピプキン特許の無効審判を請求した。帝国電気、エビス電球、メトロ電球、旭電気は東京電気を相手にピプキン特許の無効審判請求を提出し、不破特許に対して黒坂らが用いたように合衆国特許第733972号によってピプキン

33) 昭和6年抗告審判第124号審決、昭和6年抗告審判第125号審決、いずれも同上、第674号、1931年7月22日。

34) 不破特許がそもそも最初より存在しなかったことが確定したのであるから、4件の抗告審判は1931年5月から6月にかけて原審決の破棄、抗告審判請求の却下が審決された。

特許の無効を主張したのである³⁵⁾。しかし今回の審決は国産電球運動側の主張が認められず、ピプキン特許の有効性が認められる結果となった。東京電気はつや消し電球の基本特許の一つであるピプキン特許の有効性を確保したのであるが、この審決に対しては国産電球グループ側は何ら抗告審判を請求しなかった³⁶⁾。激しく不破特許を攻撃した国産電球グループの東京電気排斥運動が急速に沈静化した理由は、次に述べる電球産業統制にある。

III 特許プールの形成

1 電球産業統制と権利調整

1930年代以降、電球産業は政府による産業統制の対象となり、1931年の工業組合法を契機として産業の組織化が行われた。工業組合法は、大恐慌に苦しむ中小企業を救済・保護し雇用の安定化をはかるため、1925年に制定された重要輸出品工業組合法を改正し、国内向け商品にもその適用範囲を広げ競争を組織化し市場と社会の安定を図ろうとするものであった³⁷⁾。工業組合法に基づき、国産電球運動に参加したメトロ電球、旭電球、エビス電球、帝国電球、東電電球は相互に連携し1932年に東京電球工業組合を組織した³⁸⁾。これと前後して、同様に工業組合法に基づき1931年に東京輸出電球工業組合、大阪輸出電球工業組合、関西標準電球工業組合が結成された。前2社は電球輸出問題を契機として輸出電球の品質向上を目的としており、東京電球工業組合と関西標準電球組合は電球規格の統一、製品検査等を目的としていた。東京と大阪を中心に電球工業組合が結成される中、外務省と商工省はさらなる電球産業統制のため東京電球工業組合の理事長であった益田元亮に全国的な統一機関を設立するよう働きかけた。益田はこれに応え上記の4組合を結集し、1933年10月20日に日本電球工業組合連合会を設立し11月30日に設立認可を受けた。

35) 昭和7年審判第45号審決、『特許公報』第948号、1933年4月24日。

36) いったんは抗告審判を請求したが取り下げられたと考えられる。

37) 工業組合法に関しては、平沢、前掲書、7-8ページを参照した。

38) 各電球工業組合については、日本電球工業会、前掲書、85-88ページを参照。

ここに日本電球産業が東京電気および東京電機と資本関係にある大阪電球と日本電球工業組合連合会に二分される構造が現れた。同時に、これまで中小電球メーカーと東京電気との特許係争は個別企業間の問題であったのに対し、これ以後の特許係争は日本電球工業会と東京電気という2大グループ間の、すなわち日本電球産業全体の問題となった。

連合会設立後最初に問題となった特許は特許第105060号であった。この特許はGEのアラダー・パクツが発明した不垂下タングステンに関する特許であり、いわゆるサブマリン特許であった³⁹⁾。タングステン電球は高温度で白熱すると地球の重力によって垂れ下がり、タングステンの結晶転位現象によってフィラメントが早期に断線する。この垂れ下がり現象を防止するためにパクツは1%の4分の3以下の非金属物質をタングステンに添加することによりこの現象を防ぐ技術を発明した⁴⁰⁾。この技術はタングステン電球製造に不可欠なものであり、その特許は白熱電球に関する基本特許の一つであった。不垂下タングステン特許は優先権(1917年2月20日アメリカ出願)を主張し1918年2月3日に日本の特許局に出願された。名称は「白熱電燈用織條」で特許権者はGEであった。この特許願に対して特許局は1924年4月に訂正命令書を出し、その後1924年、1925年、1930年にGEは上申書を提出した。その後いったんは拒絶査定されたもののGEは不服抗告審判を請求し1933年5月16日に特許すべき旨の審決が確定した。そして1934年2月20日に特許権者をGEとして特許登録された。出願されてから16年後に特許権が登録されたのは、最初の特許願が1909年のいわゆる明治42年特許法によって受理されているからである。この当時特許権は登録から15年間の権利が与えられており、現在のように出願から20年間といった出願日を起点としての期間計算がなかったのである。1934年2

39) サブマリン特許については、坂井昭夫『日米ハイテク摩擦と知的所有権』有斐閣、1994年、43-44ページ、57-60ページを参照した。アメリカ独特の特許制度がサブマリン特許の発生する根拠であるが、本文でも述べるように日本においても戦前はサブマリン特許の発生する可能性があった。

40) 日本電球工業会、前掲書、267-268ページ及び特許第105060号明細書。

月20日から15年間の特許期間を与えられた第105060号特許は1934年9月19日にGEから東京電気へと譲渡登録され、東京電気が管理することとなった⁴¹⁾。しかし不垂下タングステン・フィラメントの製造技術はこの時点ですでに日本全国に普及しつつあった。日本では1930年にはその製造が行われ、フィラメントを製造する伸線作業についてもすでに改良が進んでいた⁴²⁾。

東京電気の特許戦略如何によっては電球産業の集中をさらに進めかねない決定的な特許に対して、連合会は1934年4月9日開催された第6回理事会で特許第105060号に対して主務省に陳情を行う決議をあげ⁴³⁾、この特許が「我国国産電球工業の浮沈に関する不当な特許」であるとして松本商工大臣に陳情書を提出した⁴⁴⁾。

全国的な電球産業統制の観点からすれば、東京電気と連合会がタングステン・フィラメントに関する重要な特許で対立したままでは統制の現実性は乏しく、国内における電球の製造販売に関しても連合会に東京電気が加盟することなしにはその統制が不完全なものとならざるを得ない。したがって商工省は東京電気に対して連合会と交渉し連合会に加盟するよう働きかけを行った。

他方、東京電気はすでにこのとき、係争中のピブキン特許を除いて白熱電球に関する基本特許を喪失していた。先に見たように、クーリッジのタングステン電球の基本特許、ラングミュアのガス入り電球特許は特許係争中に満期失効し、不破の内面つや消電球特許も特許係争により失効していた。もう一つのクーリッジ特許である第18961号特許も1925年12月に満期失効していた。1920年代までの電球産業独占の基礎となっていた基本特許がほとんど消滅したことは、何よりも東京電気のそれまでの特許戦略が限界に達したことを示しており、東京電気に新たな特許戦略の決断を迫るものであった。1934年6月から東京電気は政府の働きかけに応じて連合会側と交渉を持った。東京電気側の参加者は

41) 『特許公報』第1177号、1934年11月17日。

42) 日本電球工業会、前掲書、267-268ページ。

43) 北地鎌次郎『日本電球工業組合連合会沿革史』日本電球工業組合連合会、1943年、339ページ。

44) 『中外商業新報』1934年4月12日付。

第2表 共販会社にライセンスされた特許

(1934年11月12日契約時点)

特許番号	特許登録日	満期予定日	発 明 者	国籍	発 明 の 名 称
43745	1922.10.21	1937.10.21	ロリス・エドウィン・ミッチェル 外1名	アメリカ	尖無白熱燈及其類似品製造方法
50470	1923. 6. 9	1938. 2.23	不破橋三, 森二郎	日 本	電球用バルブ硝子
62406	1925. 2.17	1939.10. 8	サムエル・L・ホイト	アメリカ	封入導線
71092	1927. 2.21	1941.10.22	マーヴィン・ビブキン	アメリカ	電燈用硝子球及其類似の硝子製品の処理法
73504	1927. 9.15	1942. 6. 1	マーヴィン・ビブキン	アメリカ	内面を艶消したる硝子製品
73509	1927. 9.15	1942. 6. 3	露木圭治	日 本	硝球の内面一部に艶消を施す方法
105060	1934. 2.20	1949. 2.20	アラダー・バクツ	アメリカ	白熱電燈用織條

注記：権利者はすべて東京電気株式会社である。

出所：北地，前掲書，139-140ページ，特許局『特許公報』各号より作成。

副社長の清水與七郎，津守豊治，特許課長の藤井隣次，そして技師の安井正太郎であった⁴⁵⁾。交渉メンバーに藤井が含まれている点は，数十回にわたる加盟交渉のなかで特許問題が重要な課題であったこと，東京電気が特許に関して何らかの新たな枠組を構築しようとしていたことを示している。

交渉の結果双方合意に達し，1934年11月12日に東京電気の社長山口喜三郎と連合会の益田との間で加盟に関する契約書が交わされた。契約書では電球統制の範囲として一般照明用電球が規定されており，統制の形式としては東京電気と大阪電球以外の各社が共販会社を設立すること，すべての電球の検査を行うことなどが規定された⁴⁶⁾。注目すべきは特許権についてであるが，契約書には内地におけるこれまでの特許係争事件を一掃して双方円満に解決すること，具体的には東京電気が共販会社に参加する12社に対して第2表にある合計7件の特許ライセンスを供与すること，その代償として共販会社は東京電気に対し10

45) 日本電球工業会，前掲書，89-90ページ。

46) 同上書，89ページ。

年間にわたり総額27万5000円を支払うことが規定された⁴⁷⁾。すなわち、東京電気は自社と共販会社に参加する中小電球メーカーとの間で特許プールを形成することを決断し、連合会との間で契約を締結したのである。7件の特許の中には連合会との間で新たに問題となった不垂下タングステン特許も含まれており、特許プール形成によってこの特許に対する係争を回避しつつ権利を保持すること、この特許によって連合会側に対する交渉力を残し電球産業統制の枠内での優位性を確保しようとしたものと考えられる。

特許プールは契約時点で東京電気と共販会社の12社によって形成されたが、共販会社への参加や脱退により東京電気がライセンスを与える企業が増減すること、またライセンス料もそれに従って増減すること、これらの事項については東京電気と共販会社の間で交渉することが契約に盛り込まれていた⁴⁸⁾。特許プールの運営の主導権を確保すること、すなわち新たに参加する企業に対するライセンス供与やライセンス料を判断することは、連合会の枠内であるにせよ東京電気が電球産業を安定的に確保するためには必要であったと考えられる。したがって東京電気は特許プールの運営を監視するために特許課長の藤井を上位団体である連合会の理事として送りこんだ。藤井は1934年12月24日に連合会の理事に就任し連合会が解散する1942年12月13日まで理事を務めている⁴⁹⁾。

2 アウトサイダーとの係争

東京電気と大阪電球が連合会に加盟してからは、国産電球運動の時のように東京電気のもつ電球特許を攻撃する特許審判事件はほとんどなくなった。これは連合会への加盟が東京電気の特許を基礎とした特許プールの形成を伴っていたからである。しかしまったく電球に関する特許審判事件がなくなったわけではない。1930年代後半は特許プールに参加しない企業による審判事件が発生し

47) 北地、前掲書、139-140ページ。

48) 同上書、139-140ページ。

49) 日本電球工業会、前掲書、640ページ。

た。東京電気の特許管理には1930年代後半以降特許プールの運営のほかにアウトサイダーとの係争が新たに加わったのである。

1935年、川西機械製作所は東京電気を相手に東京電気が保有する第105060号特許の無効審判請求を特許局に提出した⁵⁰⁾。川西機械は1934年時点では連合会に参加していないアウトサイダー企業であり、1934年から電球フィラメントの製造販売に進出した。川西機械の参入は劇的なもので、当時のフィラメント製造企業全体の生産能力が月産400万メートルであるのに対し、川西機械の生産能力も同じく月産400万メートルであった⁵¹⁾。東京電気も参加する日本織條工業組合は全国生産能力の50%を占めようとする川西機械に加盟を求めたが、川西機械はこれを拒否しあくまで独自行動を貫こうとしたのである⁵²⁾。

川西機械は第105060号特許に対して、特許内容が製造方法に関するものであるにもかかわらず物質を特許しているのは違法であること、新規性がないこと、実施不可能なことから特許の無効を主張した。しかし特許局は1936年6月9日に川西機械の請求を却下する審決を下した。この審決に対し川西機械は第105060号特許に新規性がないという主張に絞り抗告審判を請求した⁵³⁾。これに対し特許局は1937年6月1日に原審決を取り消し、第105060号特許は無効であるとする審決を下した。東京電気側はこの基本特許の無効が審決されたことに対して異議を唱えずすぐに大審院に上告した⁵⁴⁾。特許係争の舞台は大審院へと移ったのであるが、同時に法廷の外で東京電気は川西機械と和解交渉を行った。その結果、東京電気が川西機械に対して第105060号特許の無償ライセンスを供与すること、川西機械はこの特許の無効を主張しないこと、相互に損害賠償請求を放棄することについて、1938年10月20日に両社は和解契約を締結した⁵⁵⁾。

50) 昭和10年審判第79号審決、『特許公報』第1428号、1936年6月29日。

51) 『神戸又新日報』1934年5月18日付。

52) 『神戸又新日報』1934年6月24日付。

53) 昭和11年抗告審判第1001号審決、『特許公報』第1567号、1937年6月28日。

54) 昭和12年(オ)第1413号判決、『審決公報』第9号、1939年2月28日。

55) この結果、大審院は和解契約の締結を根拠に1938年12月10日に最初の審決、抗告審判の審決を破棄することと大審院における川西機械の請求すなわち第105060号特許の無効を求める請求を棄却する判決を下した。

この和解契約は川西機械が東京電気による特許プールに参加するものであると考えられ、川西機械はこれと前後して連合会傘下の大阪輸出電球組合に加盟することとなった⁵⁶⁾。東京電気は不利な審決を下された抗告審判の成り行きをみて、アウトサイダー企業と特許係争を最後まで争うよりも特許プールに参加させ同時に基本特許を温存することを選択したものと考えられる。

しかし、東京電気が川西機械と和解交渉をしている間に第105060号特許に対するもう一つの審判請求が提出された。1937年にアウトサイダーである東亜冶金株式会社が無効審判請求を提出したのである⁵⁷⁾。東亜冶金は川西機械の抗告審判請求と同様に、第105060号特許が製造方法に関するものであるにもかかわらず物質を特許しているのは違法であること、発明に新規性がないことを主張して無効審判を求めた。この請求に対して特許局は1939年12月15日に特許が無効であるとする審決を下した。この審決に対して東京芝浦電気（東京電気）は2つの対応をとった。一つめの対応として東京芝浦電気は発明の名称を「白熱電球用織條の製造方法」に訂正する審判を特許局に提出した⁵⁸⁾。これは物の発明であれば新規性を争う上で不利であると考えたからであろう。次に東京芝浦電気は原審決の破棄を求めて特許局に抗告審判を請求した⁵⁹⁾。これら東京芝浦電気がとった2つの対応は、いずれも1942年2月21日と3月31日に東京芝浦電気の訴えが認められない旨の審決が下される結果となった。東京芝浦電気は主張が認められなかった抗告審判の審決を破棄することを求めて大審院に上告した⁶⁰⁾。しかし大審院は1943年5月24日に上告棄却の判決を下し、特許無効が確定した。この確定判決を受けて第105060号特許は8月3日に登録抹消され存在しなかったものとされてしまった。しかしこのときすでに日本は太平洋戦争に突入しており、特許プールが形成された連合会の枠組も戦時生産のために崩壊

56) 北地、前掲書、459ページ。ただし正確にいつ加盟したかは不明。

57) 昭和12年審判第151号審決、『審決公報』第25号、1940年2月7日。

58) 昭和14年審判第436号審決、同上、第62号、1942年4月21日。

59) 昭和15年抗告審判第114号審決、同上、第65号、1942年7月9日。

60) 昭和17年（オ）第431号判決、同上、第81号、1943年10月19日。

し、1942年には新たな統制組織である日本電球工業組合に再編されていた⁶¹⁾。

IV 小 括

1920年代と1930年代において、日本では特許と実用新案に関する審判事件が多発した。電球産業は係争事件が激しく行われた産業の一つであったが、権利調整システムが形成された重電機器産業における経験と比較した場合、電球産業では1920年代の活発な特許係争が産業統制を契機とする特許プールの形成によってある程度調整されたと考えられる。これを東京電気の知的財産管理活動とその意思決定としてまとめると、次のようになる。

東京電気は GE からの「代理出願」特許や自社開発の特許を基礎に審判制度を利用し、1920年代の大同電気との提携・合併に見られるように電球産業においてより強固な地位を得ようとした。しかし1930年前後から東京電気の支配的地位を嫌う中小電球メーカーが国産電球運動を繰り広げ、東京電気に対して多数の特許審判事件を提起した。結果それまで東京電気の電球独占の基盤となっていたクーリッジ特許やラングミュア特許、不破特許といった基本特許の多くが消滅した。東京電気は1930年前半にそれまでの特許戦略の限界に直面し、基本特許の独占という戦略から特許プールの形成と特許プールの主導権を握ることで電球シェアの確保をはかる戦略に変更した。これが1934年に日本電球工業組合連合会に加盟した背景にあった意思決定なのである。

61) 日本電球工業会、前掲書、102-105ページ。